

事務事業評価シート(事後評価)

事業コード 5-3-1	事務事業名 心身障害者福祉手当事業	所管部課 健康福祉部 障害福祉課
----------------	----------------------	---------------------

事務事業の概要	事務事業の目的	根拠法令等
	心身障害者福祉手当を支給することにより、心身障害者の福祉の増進を図ることを目的としている。	<input type="checkbox"/> 法律 <input checked="" type="checkbox"/> 条例・規則 <input type="checkbox"/> 政令・省令 <input type="checkbox"/> 要綱・要領
	事業内容・実施方法等／補助の概要:補助団体の概要(団体名・団体の活動内容・補助金の活用内容等)、補助金の概要(国・都基準の有無・対象者拡大の有無・上乗せ補助額・市単独補助額)等 ※該当する予算事業名・節目を明記する	
	都制度及び市制度該当者に対して年3回(4ヶ月分ごと)手当を支給する。都制度該当者に対する手当については都10/10補助がある。 <b>【対象者・支給額】</b> ①都制度(月額15,500円) 20歳以上で身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1～3度、脳性まひ、進行性筋委縮症の障害を有する方 ②市制度(月額6,500円) 都制度非該当で、身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1～3度、脳性まひ、進行性筋委縮症の障害を有する方 ③市制度(月額5,500円) 身体障害者手帳3・4級、愛の手帳4度の障害を有する方 ※支給対象外 65歳以上で新規に手帳を取得し対象等級となったとき、所得基準額超過者、施設入所者 (予算事業名:03.01.02.04心身障害者福祉手当支給事業費(心身障害者福祉手当支給費))	
事業開始時期	合併前	実施形態 <input checked="" type="checkbox"/> 直営 <input type="checkbox"/> 委託 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> その他 ( )

項目	単位	25年度	26年度	27年度	28年度
事業費(A)		402,041	405,507	404,986	413,526
財源内訳					
国庫支出金・都支出金		301,645	303,815	304,001	310,620
地方債	千円				
その他 ( )					
一般財源		100,396	101,692	100,985	102,906
所要人員(B)	人	0.30	0.30	0.30	0.30
人件費(C)=平均給与×(B)	千円	2,381	2,463	2,381	2,490
臨時職員賃金等(C')	千円				
総コスト(D)=(A)+(C)+(C')	千円	404,422	407,970	407,367	416,016
単位当たりコスト(E)=(D)/ ( 受給者数 )	千円	130	131	131	

活動等指標	単位	25年度	26年度	27年度	28年度
① 受給者数	実績値 人	3,118	3,112	3,114	
② ①のうち市制度対象者	実績値 人	1,490	1,478	1,487	
《指標の説明・数値変化の理由 など》 毎年、手帳の新規取得は400件前後あるが、転出・死亡など喪失も同程度あり、受給者(各年度末)は全体としてはほぼ横ばいで推移している。					
成果指標	単位	25年度	26年度	27年度	28年度
一次 支給額	目標値				
	実績値 千円	401,719	405,153	404,632	413,076
二次	目標値				
	実績値				
《指標の説明・数値変化の理由 など》 手当受給者数がほぼ横ばいであり、手当支給額も同様の推移となっている。					

事業環境等	市民・関連団体等の意見(アンケート結果など)	自治体によって制度が異なるため、手帳を申請する際や他市からの転入者から、手当額や年齢制限についての意見が寄せられることがある。	
	都内26市のサービス水準との比較(平均値、本市の順位など)	<input type="checkbox"/> 上 <input checked="" type="checkbox"/> 中 <input type="checkbox"/> 下	26市のうち24市で都制度に加えて市制度の手当を支給している。24市の平成27年4月1日における市制度平均手当月額額は約7,000円で、西東京市は17位である。金額だけで比較すると下位だが、対象要件が異なる部分もあり総合的にみると中位である。
	代替・類似サービスの有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	対象障害を有する20歳未満の障害者(市制度(月額6,500円)対象者)を扶養している保護者向けには、都制度の児童育成手当(障害手当)月額15,500円がある。

**【一次評価】**

検証項目		ランク	一次評価	○検証項目、評価の判断理由 ○事業実施上の課題や今後改善すべき点等
A	事業の優先度(緊急性)	2	<input type="checkbox"/> 拡充	<p>在宅の心身障害者への経済的支援として支給しているものであり、自治体以外で実施するのは難しい事業である。市制度は、都制度の非該当者への支援として市が独自で実施しているもので、市民にとって必要な制度であると考え。</p> <p>これまで、都制度の変更に合わせ平成12年8月1日に都制度と同様の所得制限、新規65歳以上手帳取得者を対象外とする改正を、平成13年7月1日からは施設入所者を対象外とする改正を行ってきた。</p> <p>手当額をみると、市制度がある24市中では下位に位置づけられるが、年齢・等級など対象要件が異なる部分もあり、総合的には中位であり、支給対象については適正と考える。</p> <p>手当の支給は心身障害者への支援として今後も継続して市が実施する必要がある。</p>
	事業の必要性	2	<input checked="" type="checkbox"/> 継続実施	
	事業主体の妥当性	3	<input type="checkbox"/> 改善・見直し	
B	直接のサービスの相手方	2	<input type="checkbox"/> 抜本的見直し	
	事業内容等の適切さ	2	<input type="checkbox"/> 休止	
	受益者負担の適切さ	3	<input type="checkbox"/> 廃止	
C	市民ニーズの把握	2		

検証項目の見方 A:事業実施の意義を検証する項目 B:事業の内容・実施方法を検証する項目 C:市民ニーズの反映度を検証する項目

**【二次評価】**

検証項目		ランク	二次評価	○検証項目、評価の判断理由 ○事業実施上の課題や今後改善すべき点等
A	事業の優先度(緊急性)	2	<input type="checkbox"/> 拡充	<p>心身障害者の生活基盤の支援を目的とする事業であり、都制度に加えて実施する市制度の支給水準は、他団体と比較して標準的な内容となっている。また、前回事務事業評価で指摘された難病福祉手当との併給について、改善を行った点を評価する。</p> <p>支給対象年齢・等級や、児童育成手当(障害手当)といった他の手当との併給など、他団体における支給要件の動向を把握しつつ、今後も適正な事業執行に努められたい。</p>
	事業の必要性	2	<input checked="" type="checkbox"/> 継続実施	
	事業主体の妥当性	3	<input type="checkbox"/> 改善・見直し	
B	直接のサービスの相手方	2	<input type="checkbox"/> 抜本的見直し	
	事業内容等の適切さ	2	<input type="checkbox"/> 休止	
	受益者負担の適切さ	3	<input type="checkbox"/> 廃止	
C	市民ニーズの把握	1		

検証項目の見方 A:事業実施の意義を検証する項目 B:事業の内容・実施方法を検証する項目 C:市民ニーズの反映度を検証する項目

**【外部評価】**

外部評価	評価の判断理由及び事業実施上の課題や今後改善すべき点等
<input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 継続実施 <input type="checkbox"/> 改善・見直し <input type="checkbox"/> 抜本的見直し <input type="checkbox"/> 休止 <input type="checkbox"/> 廃止	(対象外)

**【行革本部評価】**

行革本部評価	評価の判断理由及び事業実施上の課題や今後改善すべき点等
<input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 継続実施 <input type="checkbox"/> 改善・見直し <input type="checkbox"/> 抜本的見直し <input type="checkbox"/> 休止 <input type="checkbox"/> 廃止	<p>本事業は、在宅の心身障害者の生活基盤の支援と福祉の増進を図るものであり、都の制度では該当とならない方に対し、市独自の制度として手当を支給しており、継続して実施する必要があると考える。</p> <p>また、難病者福祉手当との併給については、昨年度に見直しが行われており、事業の継続に向けた調整が図られている。</p> <p>今後は、支給対象年齢や等級などの支給要件について、他自治体における動向等を注視しつつ、適正な事業執行に努められたい。</p>

**【改善の方向性・スケジュールと改善実施にあたっての課題】**

改善の方向性・スケジュール	<p>◇平成29年度 他自治体の状況を調査する。</p> <p>◇平成30年度以降 調査結果を踏まえた対応を行う。</p>
---------------	-----------------------------------------------------------------------